

2006年12月26日

ミクロネシアへの補償についての要請書

厚生労働大臣
柳澤 伯夫様

ハンセン病市民学会
事務局長 藤野 豊

本年2月、「ハンセン病補償法」が改正の上、施行され、厚生労働大臣の告示によって、日本の統治時代に台湾の楽生院、韓国の小鹿島更生園に隔離された人々も日本国内と同様、ハンセン病政策の被害者として補償の対象となりました。

その際、合わせて、台湾、韓国と同様に日本の委任統治の下、旧「南洋諸島」(現ミクロネシアの大部分)に南洋庁が開設したハンセン病療養所に隔離された人々も補償の対象とするという厚生労働省の意向が報道されました。それは、改正されたハンセン病補償法の趣旨に沿って、当然になされるべきものであります。しかし、その後、現在に至るまで旧「南洋群島」については大臣告示がなされず、補償が実現されていません。そうした要因は、厚生労働省が、旧「南洋諸島」で行われた日本のハンセン病隔離政策の実態を検証し、未だに被害実態を掘り起こす作業に着手していないことによることが大きいと思われる。しかし、検証を行うことは、その意欲さえあれば、わずかに残された資料の中からでも決して不可能なことではありません。

ハンセン病市民学会は、私たちが掘り起こした事実に基づいて、旧「南洋群島」の療養所に隔離された人々を補償対象とする大臣告示を早急に行うよう強く要請致します。厚生労働省におかれましても、以下に示した事実を真摯に受け止められて、一日も早くミクロネシアの被害者に対する補償を実現できるように精力的な取組みを行うことを重ねて要望致します。

- 1 南洋庁は、1926年にサイパン島ガラパン郊外に、1927年にヤルートのエリ島に、1931年にパラオのゴロール島に、1932年にヤップのピケル島に、それぞれハンセン病療養所を開設し、現地の患者を隔離収容しましたが、南洋庁が編纂した『南洋庁法令類聚』の1928年・1935年・1937年・1942年の各版を見る限り、南洋庁管轄下においては、ハンセン病患者を日本国内並みに強制隔離する法令は確認できません。しかし、「南洋庁関係文書」(国立国会図書館憲政資料室所蔵)所収の南洋庁警務課『南洋群島警察之概要』1935年版には「当庁ニ於テハ未ダ癩予防ニ関スル法令ノ制定ナキ為内地法令ヲ参酌シ其他訓牒ニヨリ取締ヲ為ス、而シテ支庁ヲシテ之カ管理ニ当ラシメ医院職員タル兼務技手ヲシテ毎月二回以上派遣セシムルト共ニ各受持巡查ヲシテ該患者ノ早期発見ニ努メシムル等予防上万全ヲ期シツツアリ」と明確に記されています。

日本の国内法と言え、法律「癩予防ニ関スル件」および「癩予防法」のことになり、旧「南洋群島」においても、日本国内の法にもとづき対処されていたのであり、警察官による患者収容もおこなわれていました。このことから「南洋群島」においても強制隔離は実施されていたことは明らかです。

- 2 1927年8月からヤップ島のハンセン病患者の調査を開始した南洋庁ヤップ医院の医員

相川助松は、地図上に患者所在地をマークして示していますが（相川助松『『ヤップ』島癩調査並ニ其治療効果』、南洋庁警務課『南洋群島地方病調査医学論文集』1輯、1933年8月）この方法は、日本国内の「無癩県運動」で行われたものと共通しています。

- 3 第2次世界大戦末期の1944年、旧「南洋群島」は、アメリカ軍の猛攻に晒されました。その中で、10月、パラオのゴロール島に隔離された患者10数名が逃走しましたが、それに対し、南洋庁西部支庁長の竹岡健治は軍と警察を動員して、逃走患者の捜索と身柄拘束を実施しています。この動きは、「南洋庁関係文書」中の南洋庁西部支庁「衛生関係書類綴 自昭和十九年」所収の公文書に明かです。逃走患者からアメリカ軍に情報が漏れることを恐れたこともその理由の一つと考えられますが、逃走患者を軍と警察を動員して追跡するという実態にこそ、強制隔離の事実が反映されています。
- 4 前記「衛生関係書類綴 自昭和十九年」所収の公文書によれば、パラオで逃走した患者のうち、敗戦後にアメリカ軍に身柄を引き渡された者は、バウルス氏、エラコセイ氏の2名のみです。残りの患者の消息は不明ですが、この患者たちは日本軍により殺害された可能性がきわめて高いと判断されます。なぜならば、戦後、この地を信託統治したアメリカがテニアン島に開設したハンセン病療養所で刊行された報告書“Notes from the Tinian Leprosarium”の内容が、1953年、Tinian and the Leprosaria of Micronesia, “International Journal of Leprosy” Vol21 .No3に紹介された際、ゴロール島から逃走した患者のうち「数名は日本人に発見され、殺された」と記されているからです。この事実はパラオの生き残り患者から聞いた話として記録されています。
- 5 さらに、前記「衛生関係書類綴 自昭和十九年」所収の公文書によれば、逃走患者の中には2名の沖縄県出身者と1名の朝鮮人も含まれています。沖縄県出身者は、同県からパラオに移民した後に発病、戦争の激化により日本本土への送還ができず、現地の療養所に隔離収容された方と考えられ、朝鮮人は強制連行された方と推測されます。この3名の消息も不明で、日本軍により殺害された可能性があります。
- 6 前記 Tinian and the Leprosaria of Micronesia によれば、“Notes from the Tinian Leprosarium”には、ヤップの療養所にも沖縄県出身者が隔離収容されており、やはり、戦争末期に日本人による患者殺害があったと報告されています。

以上が、現在、確認できている事実です。

日本の委任統治下の旧「南洋群島」におけるハンセン病政策については、国際ハンセン病学会「世界ハンセン病歴史プロジェクト」の主任研究員 Jo Robertson 博士のご協力の世界各地から情報が私たちのもとへ寄せられていますし、また、パラオの生き残り患者に直接会った方の証言も得ております。さらに、沖縄県には、旧「南洋群島」での被隔離経験を持っているハンセン病回復者もおられます。

私たちハンセン病市民学会は、今後ともこの問題についての調査研究を進めてまいります。厚生労働省におかれましても、早急に実態解明に着手し、その成果を公表して頂きますようお願い致します。